

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和6年10月17日開催 信託協会]

1. 金融犯罪対策について

- 近年、SNS等を通じたやりとりで相手を信頼させ、投資等の名目で金銭をだまし取る「SNS型投資・ロマンス詐欺」が急増しているほか、法人口座を悪用した事案がみられるなど、預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策が急務。
- これを背景として、2024年6月、政府として「国民を詐欺から守るための総合対策」を策定。金融庁においても、2024年7月より従来のマネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室を改組する形で、新たに「金融犯罪対策室」を設置。
- こうした状況を踏まえ、2024年8月23日に警察庁と連名で、預金取扱金融機関の各業界団体等に対し、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化を要請。
- 要請内容は口座開設時の実態把握から利用者のアクセス環境等に着目した検知、出金停止・凍結等の措置の迅速化など多岐にわたるが、インターネットバンキングをはじめとする非対面取引が広く普及しており、大都市部だけでなく地方中小規模都市部の金融機関にまでこうした被害が広がっていることを踏まえれば、今般要請した対策は金融機関の規模や立地に関わらず講じられるべきものと考えている。また、システム上の対応が必要など、直ちに対策を講じることが困難な場合であっても、計画的に対応いただくことが重要。
- 対策の方法・深度は各金融機関の業務・サービス内容や不正利用の発生状況に応じて判断されるべきものだが、金融犯罪対策に関しては「当局から求められているから」ではなく、「顧客を詐欺等の被害から守る」「ひいては（「詐欺の温床となっている」といった風評リスクから）金融機関自身も守る」ために、今回の要請を踏まえ、主体的・積極的な取り組みをお願いしたい。

2. 顧客本位の業務運営（FD）に関するモニタリングについて

○FDに関するモニタリングについては、引き続き、幅広いリスク性金融商品の販売状況^{※1}を踏まえ、販売会社等で顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等が行われているかについて検証する。

※1 販売実績や苦情の発生状況のほか、これまでのモニタリング結果も踏まえて、リスクベースで重点的に検証するリスク性金融商品を選定。

○具体的な検証のポイントは、以下の通り。

① 過去のモニタリングで課題が認められた外貨建一時払保険や仕組債に係る業界規則等への対応状況や、外貨建債券・外国株式に係る銀証連携に着目した販売・管理の実態把握を含む、幅広いリスク性金融商品におけるプロダクトガバナンス態勢、販売・管理態勢、報酬・業績評価体系等の整備状況。^{※2}

※2 経営陣の関与状況や第1線・第2線・第3線の機能状況も含む。

② 「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく「取組方針」の営業現場への浸透状況や顧客利益を最優先とする取組状況。

③ 顧客との「共通価値の創造」から成る持続可能なリテールビジネスの構築に当たり、経営戦略と顧客本位の業務運営との整合性が重要であるとの観点から、(同ビジネスの)管理会計の損益状況や金融商品毎の獲得手数料等に着目した対話。

○先般（2024年10月4日）、これらの検証ポイントを踏まえた顧客本位の業務運営の実践状況等に関するアンケート調査を発出。

○各金融機関においては、アンケート調査を通じて、自らの販売・管理態勢等を見直しする機会として活用いただきたい。一部金融機関に対しては、アンケート調査結果を踏まえたヒアリングを依頼予定。各金融機関に過度な負担をかけないように効率的な運営に配慮するので、ご協力をお願いしたい。

○なお、本モニタリングは、資産運用立国の実現に向けて、顧客の最善の利益という観点から、顧客にふさわしい金融商品を適切に販売しているかなどを検証することを目的としており、特定の金融商品を一律に否定するものでは

ない。

3. サイバーセキュリティに関するガイドラインについて

○サイバーリスクは、技術の発展や地政学リスクの高まりなどとともに増加しており、トップリスクの一つとして、金融機関において適切に管理していく必要がある。昨今の脅威動向、これまでのモニタリングの実績、国内外の情勢等を踏まえ、先般、サイバーセキュリティに関する新たなガイドライン案について、パブリックコメントに付したところであり、ご意見をいただき感謝申し上げます。

○いただいたご意見への金融庁の考え方及び同ガイドラインを最終化したものを2024年10月4日に公表している。

（注）ガイドラインは同日に適用開始。

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241004/20241004.html>

○金融機関等の規模・特性は様々である。このため、ガイドラインにも記載しているとおり、「基本的な対応事項」及び「対応が望ましい事項」のいずれについても、一律の対応を求めるものではなく、金融機関等が、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえた上で、サイバーセキュリティリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」を採ること）が必要であると考えている。

○また、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢上の課題への対応には、時間がかかるものもあると考えている。したがって、重要性・緊急性に応じて、優先順位をつけた上で、順次対応していただければと考えている。

○金融庁としては、金融システム上の重要性・リスクなどを勘案の上、同ガイドラインの運用などを通じて、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の強化を促してまいりたい。

4. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall IX) について

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2024年も10月にサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall IX) を実施。
- 参加金融機関におかれては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層にも積極的に関与いただいたうえ、演習に参加したことで満足せず、演習結果を活かしていただきたい。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

5. 外部委託先管理の強化について

- 昨今、外部委託先に対するサイバー攻撃により、金融機関の顧客情報が漏えいする事案が発生している。
- 委託先におけるインシデントであっても、金融機関が顧客情報管理の責任から逃れられるわけではない。
- 重要な委託先におけるインシデントの原因の検証及び再発防止策の実効性の確保、これらが確保できない際の代替策の検討を含め、委託先管理の有効性・十分性を確認し、必要に応じて改善していただきたい。

6. サイバー安全保障について

- 「国家安全保障戦略」(令和4年12月16日閣議決定)に基づき、サイバー安全保障分野における新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、2024年6月より、内閣官房において、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が開催されてきたところ。

※「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anken_hosyo/index.html

(内閣官房ウェブサイト)

○同戦略においては、重要インフラ分野を含め、

- ・ 民間事業者等がサイバー攻撃を受けた場合等の政府への情報共有や、
- ・ 政府から民間事業者等への対処調整、支援等の取組みを強化する

などの取組を進めることとされており、金融分野についても、こうした官民連携に係る制度整備の対象となることが想定されている。

○今後、制度整備にあたり、政府全体の取組みの中で、金融庁としても業界の皆様とよく意見交換してまいりたい。

7. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

○金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した金融事業者を掲載した「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表している。今般（2024年9月27日）、最新版を公表した（1,049事業者を掲載）。

※ なお、プロダクトガバナンスの補充原則を追加する「顧客本位の業務運営に関する原則（2024年9月26日）」の改訂を踏まえた報告受付については、2025年以降に案内予定。

○各金融機関が、自ら策定した取引方針の下、主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に向けて取り組んでいただくことを期待する。

金融庁としても、取組方針の営業現場への浸透状況や実践状況等について対話で確認していく予定。

8. ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止について

○全銀協 TIBOR 運営機関からの再度のアナウンス（9月30日）のとおり、ユーロ円 TIBOR については2024年12月末で恒久的に公表停止される予定。金融庁としても、同指標の秩序ある公表停止に向け、引き続き利用者による適切な移行対応が進められることを期待しており、移行状況や顧客対応状況を踏

まえつつ、必要に応じて適切な対応を促していきたい。

9. 金融行政方針の公表について

○金融庁は、2024 事務年度一年間の方針や重点課題を示した金融行政方針を 8 月 30 日（金）に、金融行政方針に関する具体的な施策をまとめた「実績と作業計画」を 9 月 27 日（金）に公表した。

○金融行政方針に盛り込まれている各取組については概要をご覧いただければと思うが、金融庁としては、

- ・これまで取り組んできた資産運用立国の実現に向けた施策等を着実に進めるとともに、
- ・社会・経済環境の変化にも柔軟に対応し、金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能の確保等を図っていく

との方針を示している。

○金融庁としては、金融行政方針を端緒として、各金融機関と課題認識等を共有し、建設的な対話を行いたいと考えている。金融庁では、本方針等に関する説明会を各地域で開催中であり、本方針の内容でご不明な点、ご懸念の点、ご提言したい点があれば、遠慮なくお問合せいただきたい。

10. サステナブルファイナンスの取組みについて

○サステナブルファイナンス有識者会議では、2024 年 7 月には、「サステナブルファイナンス有識者会議第四次報告書」を公表した。

○中でも、投資として一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的効果（インパクト）の実現を目指す「インパクト投資」は、社会・環境課題の解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業を支援する上で、重要な役割を果たすと考えている。

○インパクト投資の手法を確立し、広めるため、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、議論を進めているところ、各

金融機関には、是非関心をもって頂き、コンソーシアムへの参加も含め、積極的にご関与頂くことを期待したい。

- 多様な投資家がサステナビリティ投資市場に参入しやすくするため、関係者とGX・サステナビリティ投資商品のあり方について対話を実施し、2024年7月に「対話から得られた示唆」を公表した。
- こうした取組を踏まえ、今後、サステナブルファイナンス有識者会議において、投資家の特性等を踏まえた具体的な投資機会のあり方等について議論を行い、サステナビリティ投資の基本的意義・効果を実感できる機会や情報を投資家へ提供していく。各金融機関からも今後、ご意見をいただければ幸い。

11. アセットオーナー・プリンシプルについて

- アセットオーナーが受益者等のために運用する責任を果たす上で必要と考えられる共通の原則を定めた「アセットオーナー・プリンシプル」が、パブリックコメントを経て、内閣官房において8月28日（水）に策定・公表された。
- 信託銀行の皆様におかれては、企業年金や学校法人等、様々なアセットオーナーの運用をサポートされる立場から、各アセットオーナーがフィデューシャリー・デューティーを果たせるよう、プリンシプルの趣旨を踏まえた支援をお願いしたい。
- また、確定給付企業年金を有する信託銀行におかれては、企業年金として、アセットオーナーの立場からプリンシプルの受入れを是非、ご検討いただきたい。

(以 上)